

議案第36号

定住自立圏形成協定の変更について

次のとおり倉吉市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年三朝町条例第18号）及び定住自立圏の形成に関する協定（平成22年3月31日締結）第6条後段の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月3日

三朝町長 吉田秀光

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前								
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）								
政策分野	取組の内容				役割分担		政策分野	取組の内容				役割分担	
					甲の役割	乙の役割						甲の役割	乙の役割
略					略								
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	圏域における未婚・晩婚の解消への取組の推進	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	(1) 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	略	結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	略		
略					略								
略					略								

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2
三朝町
三朝町長 吉田 秀光

